

(納入及び検査)

第1条 乙は、契約期間中甲の発行する発注票に基づき、その都度甲が指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、乙は、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、物品の納入を受けたときは、直ちに乙の職員立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、甲はその引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙から一定期間毎にまとめた適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲は、必要があるときは、乙に交付した発注票を、前項の支払請求書に添付させることができる。

(危険負担)

第3条 第1条第2項の引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(履行遅滞)

第4条 乙は、納入期限内に発注物品を納入できないときは、書面により納入期限の延期を申し出て、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲が納入期限の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合又は第6条第3項の規定による場合を除き、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、次の式により計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \quad \times \quad \frac{\text{遅滞日数} \times 2.6\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約内容の変更等)

第6条 この契約締結後において、市況価格に著しい変動があった場合には、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることとはできない。

3 甲は、必要があるときは、物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

4 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき又は納入する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者)が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は契約金額(予定数量・単位に契約単価を乗じて得た額の合計額をいう。)から既に納入した物品に係る数量・単位に契約単価を乗じて得た額の合計額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額

を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

第8条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

第9条 甲は、第7条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償金）

第10条 乙は、この契約に関して、第8条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第11条 甲は、乙がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第12条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第14条 消費税額及び地方消費税の額は、甲が物品の引渡しを受けた日における税率により計算した金額とし、契約単価を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

第15条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。